三　当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ　当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。次条第一項第三号イ及び第三十四条の十九の五第一項第三号イにおいて同じ。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　［略］

［四～六　略］

［2～6　略］

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六　法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからヘまで、第二号、第四号ヘ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第四号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものに限る。

［一・二　略］

三　銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　［略］

ロ　直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　経常収益又はこれに相当するもの

(2)　経常利益若しくは経常損失又はこれらに相当するもの

［(3)～(7)　略］

四　銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書（これらに類する事項を含む。トにおいて同じ。）

［ロ～ニ　略］

三　当該銀行持株会社及びその子会社等（法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社（以下この款及び次節並びに第三十五条第三項第八号において「銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この号及び次項、次条第一項第三号、第三十四条の二十九第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十第一項第五号及び第九号、第三十四条の三十一第一項第四号及び第六号並びに第三十五条第三項において同じ。）に関する次に掲げる書面

イ　当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面

ロ　［同上］

［四～六　同上］

［2～6　同上］

（銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第三十四条の二十六　法第五十二条の二十九第一項前段に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項（中間説明書類にあつては、第一号イ及びニからヘまで、第二号、第四号ヘ並びに第五号に掲げる事項を除く。）とする。ただし、第四号ニに掲げる事項については、海外営業拠点を有する銀行を子会社とする銀行持株会社及びその子会社等に係るものに限る。

［一・二　同上］

三　銀行持株会社及びその子会社等の主要な業務に関する事項として次に掲げるもの

イ　［同上］

ロ　直近の三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)　経常収益

(2)　経常利益又は経常損失

［(3)～(7)　同上］

四　銀行持株会社及びその子会社等の直近の二中間連結会計年度又は二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ　中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結株主資本等変動計算書又は連結株主資本等変動計算書

［ロ～ニ　同上］